

再エネ促進区域設定に係る第2次長浜市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編) の改訂箇所について

第2次長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(以下、実行計画という。)の改訂箇所は以下のとおり。

(1) 実行計画 P45 の表中の表現を以下のとおり修正

施策の方針と施策

施策の方針	施 策
再生可能エネルギーなどの活用 (p46 参照)	● 再生可能エネルギー設備の普及・導入 ● 森林バイオマスの利活用推進 ● 未利用エネルギーの活用推進 ● 再エネ促進区域の設定 ● ゼロエミッション建築物の普及・導入 ● 蓄電システムや定置用燃料電池、水素エネルギーなどの新たなエネルギーシステムの普及・導入
以下、略	以下、略

修正前

再エネ促進区域設定に向けた可能性検討

(2) 実行計画 P46 の表中の表現を以下のとおり修正

施策名	概 要
再生可能エネルギー設備の普及・導入	太陽光発電設備、小水力発電設備、バイオマスボイラーなど、エネルギーの地産地消に向けて再生可能エネルギー設備の普及を図ります。また、エネルギーの地産地消の担い手となる地域新電力設立に係る調査・検討を行うとともに、PPA や農地のソーラーシェアリングなど、地域の特性にあった太陽光発電設備の普及を図ります。
森林バイオマスの利活用推進	市内の木質バイオマスについて、エネルギー利用を図ります。
未利用エネルギーの活用推進	新設されるごみ処理施設のごみ発電から得られる余剰電力や廃熱、工場廃熱など市内の未利用エネルギーを活用します。
再エネ促進区域の設定	再生可能エネルギーの導入・利活用に向けた再エネ促進区域について検討を進め、順次設定していきます。
以下、略	以下、略

修正前

再エネ促進区域設定に向けた可能性検討

再生可能エネルギーの導入・利活用に向けた再エネ促進区域を設定するための可能性を検討します。

(3) 実行計画 P47 に以下を追記

■ 長浜市における促進区域設定について

- 令和4年度、地球温暖化対策推進法の改正に伴い「地域脱炭素化促進事業制度」が創設され、「再生可能エネルギー促進区域」の設定等が市町村の努力義務として規定されました。
- 促進区域を設定することで、地域との円滑な合意形成や環境への配慮、地域社会や経済への貢献等、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を促進できます。
- 地球温暖化対策推進法に基づく促進区域を「建築物の屋根上における太陽光発電」として以下のとおり設定します。

項目	内容
一 地域脱炭素化促進事業の目標	再エネ全体の導入量で2030年度までに108MWを目指す。
二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）	市内全域における建築物の屋根上
三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模	【種類】太陽光発電設備、カーポート型太陽光発電設備 【規模】建築物の屋根上における太陽光発電設備の導入促進を行い、再エネ全体の導入量で2030年度までに108MWを目指す。
四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項	電力の地産地消及び地域内経済循環を実現するために、市内で発電した電力を自家消費含め、可能な限り地域内で消費できるようにすることが望ましい。
五 イ 地域の環境の保全のための取組	法令遵守を徹底するとともに、以下について配慮すること。 ・自然環境に関すること ・防災、安全に関すること ・反射光に関すること ・景観、文化財に関すること
五 ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組	再エネの地産地消による地域経済循環や、防災力強化、環境教育等、地域振興・地域課題解決に繋がる取組を目指す。
【設定理由等】 ・2030年度の再エネ導入目標の大部分を太陽光発電が占めており、長浜市においては、太陽光発電が最大の再エネとなることを考慮し、「太陽光発電」について設定する。 ・まずは環境等への影響が比較的少ない「建築物の屋根上」を対象として設定する。 ・地図上でのゾーニングや地上設置型太陽光発電を含む他の再エネに係る設定については、今後、さらなる情報収集や地域内での議論を深めることで検討を進める。	